

# 下呂市公金管理運用基準

平成29年3月1日

一部改正 令和7年12月26日

## 1（目的）

この基準は下呂市会計管理者（以下「会計管理者」という。）の管理する資金について、管理の原則及び管理方法を定めることにより、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金管理を行い、市の健全な運営に資することを目的とする。

## 2（資金の定義）

この基準において「資金」とは次に掲げるものをいう。

- （1） 歳計現金および歳入歳出外現金（以下「歳計現金等」という。）
- （2） 基金に属する現金および債券（以下「基金」という。）
- （3） 一時借入金

## 3（法令等との関係）

資金管理は、地方自治法、地方自治法施行令、地方財政法及び下呂市基金条例、下呂市金融機関に係る保険事故に対応するための基金条例の特例を定める条例、下呂市会計規則に定めるものを除くほか、本基準の定めるところによる。

## 4（資金の管理および運用の基本原則）

資金管理にあつては、優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とする。

- （1） 資金は金融機関への預け入れや債券の購入などにより管理及び運用を行うが、その際には資金元本の安全性の確保を最優先する。
- （2） 支払等に支障が生じないよう、一定の資金については流動性を確保する。
- （3） 上記各号の原則を維持しながら、運用収益の向上に資するため、資金に余裕がある場合には本基準に定める範囲内において、中長期的な観点から経済合理性に基づき効率性を追求する。
- （4） 資金の管理運用について説明責任と透明性の確保のため、その予定及び実績を年度ごとに市長に報告し、また市民に公表する。
- （5） 一時借入金は、歳計現金として管理するものとする。

## 5（リスク管理）

### （１） 管理すべきリスクの定義

資金管理における安全性を最優先しつつ効率性を確保するため、次に掲げるリスクを認識し、適切に管理するものとする。

#### ア 信用リスク

投資資金（元本および利子）の回収が不確実となるリスク

#### イ 流動性リスク

支払資金の不足により資金繰りに支障が生じるリスク

#### ウ 金利変動リスク

市場金利の変動により保有資産の価値が変動する、または調達コストが増加するリスク

### （２） リスクへの対応

前号に定める各リスクに対し、次のとおり対応を行うものとする。

#### ア 信用リスクへの対応

金融機関の経営状況（自己資本比率、不良債権比率等）を継続的に監視するとともに、格付業者による信用格付や株価の推移等も勘案し、預金等の安全性を検証する。

#### イ 流動性リスクへの対応

各課からの資金収支予定を把握し、支払資金を確実に確保する。また、複数の金融機関との取引を維持し、緊急時の資金調達手段を確保する。

#### ウ 金利変動リスクへの対応

市場金利の動向を注視し、金利上昇局面では短期運用を中心とし、低下局面では長期運用を検討するなど、金融情勢に応じた機動的な期間構成の調整を行う。

### （３） 預金保護対策（ペイオフ対策）

金融機関の破綻時に備え、決済用預金の活用を図るとともに、借入金がある金融機関においては、預金と借入金の相殺可能性を考慮した管理を行う。

## 6（金融商品の選択と運用）

### （１） 金融商品選択の原則

#### ア 歳計現金等

歳計現金等は支払いに対する準備金であり、主に指定金融機関の普通預金で流動性を確保するほか、定期預金または債券で運用する。

#### イ 基金

普通預金で流動性を確保するほか、基金の性質に基づいた方法により次の金融商品から選択して運用する。

##### （a） 定期預金

- (b) 国債
- (c) 地方債
- (d) 政府関係機関債

## (2) 基金の一括運用

基金の運用にあたっては、管理事務の簡素化及び流動性の確保を図るため、各基金に属する現金を一括して運用（以下「一括運用」という。）することができる。一括運用においては、特定の金融商品を個々の基金に帰属させることなく、運用の総額と各基金の合計残高を対応させて管理するものとする。

## (3) 債券購入価格の考え方

基金に係る資金運用において債券を購入する場合は、原則として購入価格が100円以下のものとする。ただし100円以下での購入が困難な場合には、100円を超える債券であっても、償還時の元本と購入時から償還時までの利払いの合計額が当該債券の購入価格を上回り、かつ他の金融商品で保有するよりも有利に運用できると考えられる場合に限り購入できることとする。この場合、基金の元本を確保するために、100円を超える部分について、基金の一括運用収入より元本に組み入れるものとする。

## (4) 運用期間の原則

### ア 歳計現金等

収支予定で把握しきれない想定外の支出等に対応するために、定期預金は概ね1年の運用を上限とする。

債券については、短期債（短期国債、国庫短期証券）や残存期間の短い既発債等の、保有期間が1年以下のもので運用する。

### イ 基金

定期預金による運用は5年を上限とする。

債券による運用は概ね10年を上限とするが、長期にわたり取り崩す予定がない基金については、各基金の設置目的並びに積立て及び取崩しの計画等を確認して、30年を上限として効率的な運用を行なう。この場合、既発の超長期債の残存期間が30年以下のものについても運用できるものとする。

## (5) 満期保有の原則

資金運用にあたっては、当該金融商品を満期まで保有することを原則とするが、次の場合は運用中の預金の解約又は債券等の売却を行うことができるものとする。

（解約や売却時における理由と方法等については、説明書類及び決裁を残すこと）

ア 支払い現金として確保する必要がある場合

イ 資金の安全性を確保することが必要となった場合

ウ 安全性を確保し、さらに効率的な運用を行うために商品の組換えを行う場合。

## (6) 金融機関選択の原則

資金等の預け入れを行う金融機関は、原則として下呂市指定金融機関、下呂市収納代理金融機関とする。利率の引き合い等により、預金利率が有利であることや、預金と下呂市に対する債権との相殺が可能であること、かつ下呂市との事務処理等が円滑に行われる金融機関であること等を総合的に勘案して選択する。

ただし、次に掲げる事項に該当する金融機関には預金しない。また、運用期間中に下記の事項に該当した場合は、直ちに預金を解約して、元金の保全を図るものとする。

- ア 自己資本比率について、国際統一基準を採用する金融機関にあつては8%、国内基準を採用する金融機関にあつては6%を下回った場合
- イ 決算の状況において、3期連続赤字である場合
- ウ 不良債権比率が15%を超えた場合。ただし、比率が15%を若干超えた場合で、当該金融機関の各財務指標が他の金融機関に比べ劣っていないと判断される時は、本事項を適用しない。
- エ 会計管理者が金融機関に求めた事項に対し、明確な回答や説明がなされない場合

## (7) 証券会社選択の原則

6(1)イ基金に定める金融商品のうち、(b)から(d)の債券については、証券会社各社からの情報を基に購入価格、利率、利回り等のもっとも有利な証券会社を選定する。(地方債に関しては、発行元の地方公共団体の財政状況も参考とする)

なお、債券の選定については引き合い方式または相対方式により購入するが、同等の場合には日頃の提案内容や情報等のサービスも考慮し、市への貢献度を含めて総合的に判断する。

## (8) 経営状況の把握

金融機関、証券会社が営業年度ごとに作成している業務及び財産等の自己開示情報の比較分析、新聞、情報誌等による情報の収集は、少なくとも過去3年度分にわたって行い、経営状況の的確な把握に努める。

# 7 (資金管理体制)

## (1) 資金管理の権限及び責任

本基準の適用を受ける資金管理の権限および責任は会計管理者が有する。

会計管理者は、金融情勢等に応じた判断のもとで安全で効率的な資金管理を行うよう努める。

## (2) 実施体制

資金の保管、運用、調達の事務処理は、会計管理者以下会計課職員が実施する。

基金に属する資金の運用にあたっては、予算書、中期財政計画、当該基金の運用計画を確認するとともに、重要な事項については所管の部長と協議する。

## (3) 資金の保全

金融機関の破たん等「預金保険制度」の対象となる事態が起きた場合に備え、必要な情報を集めておく。

#### (4) 管理者の義務

資金管理者及び従事する職員は、取扱う資金が市民からお預かりした公金であることを踏まえて、資金管理に関する事項を判断、決定、実行するにあたり、市民の利益を第一目的とし、法令及び本基準に定める諸要件を誠実に守らなければならない。あわせて、資金管理を行うにあたっては最も市民の利益となるよう、金融情勢等に対して一般の資金運用者が払うべき注意を怠ってはならない。

#### (5) 保管台帳の整備

購入した債券は台帳を作成して記録し、保管するものとする。

### 8 (本基準の見直し)

この基準に重要な変更が生じたときは、関係部課と協議し見直しをする。

#### 附 則

この基準は、平成29年3月1日から施行する。

#### 附 則

##### 1 (施行期日)

この基準は、令和7年12月26日から施行する。

##### 2 (債券の組換えに係る特例)

6(5)ウの規定により債券の組換えを行う場合において、売却する債券（以下「売却債券」という。）の市場価格が額面価額を下回るときであっても、新たに購入する債券（以下「購入債券」という。）の償還差益（額面金額と取得価額との差額）が、売却債券の売却損失（額面金額と売却価格との差額）を上回る場合に限り、当該組換えを行うことができる。

##### 3 (債券組換え時の会計処理方法)

前項の場合において、購入債券の償還差益相当額から売却債券の売却損失を控除した額については、当該年度の運用収益として処理するものとし、購入債券の取得価格は額面金額として管理する。